

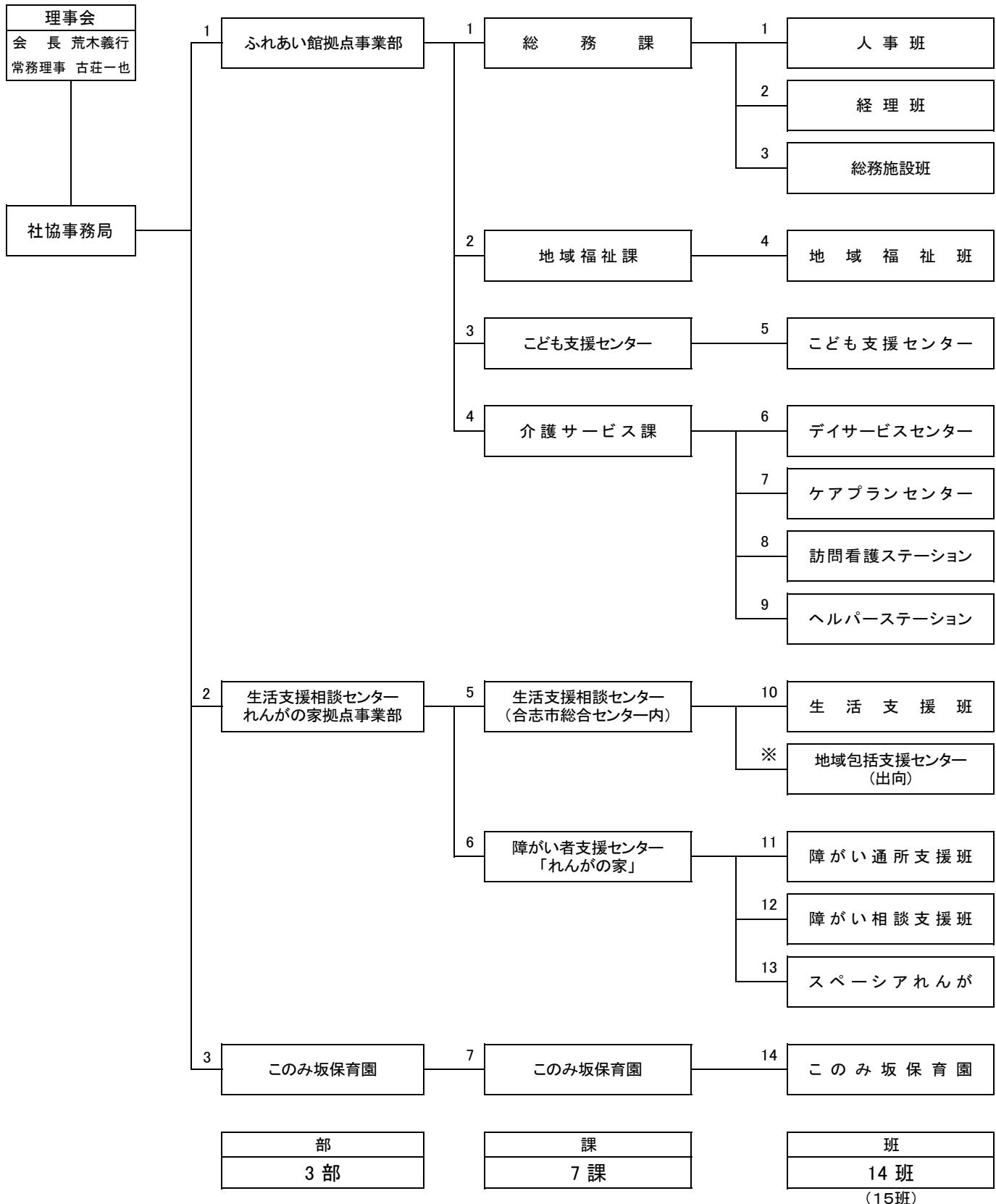
令和3年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針・重点目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班	5～6
(3) こども支援センター	7
(4) 介護サービス課	
デイサービスセンター	8
ケアプランセンター	9
訪問看護ステーション	10
ヘルパーステーション	11
(5) このみ坂保育園	12
(6) 障がい者支援センター	
スペーシアれんが	13
障がい通所支援班	14
障がい相談支援班	15
(7) 生活相談支援センター	16

令和3年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図(案)



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』

1. 基本方針

令和2年1月に感染確認された新型コロナウィルスにより、その後の猛威とともに「緊急事態宣言」など、これまでの社会的な営みが制限され、密集、密接、密閉の「3密」を避ける新しい生活様式へと、私たちの暮らしは大きく変容しました。

感染予防対策としてのマスクは、表情が読み取れず、とりわけ聴覚に障がいがある方にとっては障壁となり、介護予防や生きがいの場でもあった地域サロン活動は休止を余儀なくされ、高齢者の社会的孤立に拍車をかけています。さらに、仕事の解雇や減少で、生活に苦しむ方からの相談や生活資金の貸付け申請が激増し、市民生活に大きな影響を与えています。

また、自然災害の脅威が身近なものであると再認識した令和2年7月の熊本豪雨災害では、地元社協と県内社協の応援により活動している災害ボランティアセンターは、コロナ禍の中、県内ボランティアとともに、被災者の生活の復興支援のための活動を続けています。

本市社協の仕事は、介護、医療、子育て・保育、障がい福祉、災害支援と多岐にわたり、心身の両面に寄り添い、支えることが使命の職場であり、人と人のふれあい抜きに成り立ちません。このようなコロナ禍にあっても、福祉職は、人々の生活を支えるために必要な職種(エッセンシャルワーカー)として、改めて認識されつつあります。

昨今の生活スタイルの変容に伴い地域との結びつきが薄れる中、感染症対策のための「新しい生活様式」であっても、人と人のつながりを切らさない地域づくりを今こそ育むことが必要になっています。

このような中、国においては、制度や分野、支え手や受け手といった縦の関係を越えて、住み慣れた地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が施行されました。これは、この合志市で活動する様々な機関や業種の方々が、それぞれの得意分野を生かし、協力体制を築いて市民生活の困りごとを少しでも解決できるように働きかける事業であり、社会福祉協議会もその中心で役割を担うことが求められています。

これらを踏まえて、「市民みんなでまるごと地域共生社会」の実現を図るため、本年度において次のとおり重点目標を掲げます。

2. 重点目標

- (1) 相談機能の強化、統合化により、複合化する市民の困りごとには多職種チームで対応し、断らないことをモットーとした丁寧な支援に努めます。
- (2) 様々な機関や業種の方々が参画する支援体制を築いて、生活の困りごとを少しでも解決できるようネットワークの強化に努めます。
- (3) 地域における支えあう関係性の育成、支援を推進するため、多様な機関や団体に働きかけを行い、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の発揮に努めます。
- (4) 地域福祉を推進する中核的機関としての事業運営・経営方針、実現に向けた組織、事業、財務等の具体的な取り組みを定める「社協発展・強化計画」の策定に着手します。

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
総務課	人事班・経理班

1 課(班)の業務方針

本会は、地域福祉事業をはじめ児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。人員配置基準や施設整備等の運営体制については制度毎に異なるため、社内規則の適正性を検証しつつ充実強化を図っていく。

また、福祉従事者の処遇については、産業別にみると相対的に低い現状が指摘されており、処遇改善を図る取組が一部の事業では行われているが、本会が実施するおよそ半数の事業には改善を図る制度がない。そこで、引き続き財務状況や職員間の処遇バランスを検証して、本会にふさわしい人事評価制度の実施に努める。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延予防に徹底し、全職員が働き易く、働きがいのある職場づくりを目指す。

また、借用物件や指定管理施設での事業のあり方を再評価し、事業が継続できる拠点整備とともに、それを支える事務局の体制強化に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則の遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る。)
- (2) 人事考課制度の試行と関連規則の改正

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)
- (2) 人員配置計画に基づく人材確保と定着支援
- (3) 職場における感染症予防対策及び管理方法の構築

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 理事会、評議員会、監査の実施
- (2) 事業計画、予算の策定
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 人事、労務管理
- (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理
- (6) 施設整備
- (7) システム・ネットワーク管理ほか

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
総務課	総務施設班

1 課(係)の業務方針

【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館、合志市老人憩の家】

- (1) 合志市の公共施設を安全で安心して利用できる施設としての管理体制強化を行う。両施設とも竣工から18年を超えており、老朽化に伴う施設設備の故障や不具合が発生している。今後も「合志市の貴重な財産を長期間利活用する」ことを意識した施設管理に努め、利用市民へのさらなる利便性を図る。
また、令和4年3月末には指定管理期間第4期が満了を迎えることから、指定管理者として業務を振りかえり、次期に向けた管理運営のあり方について高齢者支援課との協議を行っていく。
- (2) 合志市保健福祉センターふれあい館は本会活動の中心拠点としての設備・機器等の整備を図る。
- (3) 合志市老人憩の家においては入浴設備の経年劣化、温泉湯量の慢性的不足が発生している。機器の改修等、整備を図る。
- (4) 今後もコロナウイルス感染症の流行を見据え、日常的に感染予防ができる環境整備を継続し、感染症発生源・流行源とならないこと(コロナ0)を目指す。

【障がい者就労における方針】

「普段行っている清掃作業以外に、汚れている所を見つけてきれいにする」という全体目標を掲げ、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また、人材育成を行い、業務内容の調整を行っていく。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 施設修繕※いずれも市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行の場合には修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…内線電話機器更新
 - ②老人憩の家…正面玄関前アスファルト舗装、女性浴室洗い場の壁面補修
- (2) 障がい者就労…人材確保、育成

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 老人憩の家においては、コロナウイルス感染症対策を行いながら、増客を見込んだ営業時間の見直しを図る。
- (2) 施設の経年による設備劣化を改善、更新について合志市高齢者支援課と協議、調整を継続する。
- (3) 障がい者就労においては、個々の能力を引き出し、一人一人に見合った清掃方法の充実を図る。

【令和2年度からの継続】

- (4) 新電力による電気代の経費削減効果の検証継続及び照明器具LED化の検討(複数年検証)
- (5) 慢性的な温泉湯量供給不足に対する対応方法(源泉湯量及び使用量に対する調整と検証)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市老人憩の家管理(5／5年目)
- (2) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(5／5年目)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
地域福祉課	地域福祉班

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

第3期合志市地域福祉計画・活動計画の方針に基づき、地域包括ケアシステムを推進し、社会福祉法改正に伴う重層的支援体制整備事業への実施に向け、小規模法人のプラットフォーム(ネットワーク化)の構築を軸に、課の役割を明確化し、社協内他部署との連携を強化していく。また、令和3年度包括プランチからサブセンターに昇格するに当たり、相談機能の充実と、より一層行政との連携を図る。さらには、今回、新たに西部地区の第2層の生活支援コーディネーターの委託を受けることで、当会がもつプラットフォーム機能を生かし地域課題に対して生活支援、介護予防の基盤、通いの場の創設を行っていく。同じく東部地区の第2層コーディネーターとは協議体を中心に連携・協働していく。

(重点項目)

- (1) 総合相談体制の連携・強化
- (2) 地域課題、地域状況、地域資源の把握
- (3) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進
- (4) 福祉教育の推進
- (5) 募金活動の見直し・強化

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 地域包括支援センターサブセンター
- (2) 生活支援体制整備事業(第2層生活支援コーディネーター)
- (3) 生活支援サポーター養成講座(入門的研修:初任者研修との連携講座)
- (4) 高齢者介護予防把握事業
- (5) 買い物支援事業(移動販売)
- (6) 脳ケアルームの開設
- (7) チームオレンジの形成

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 市地域包括支援センターや安心サポート合志等との連携を強化する。課職員の相談援助技術の向上を図る。
- (2) ITを導入し、コロナ禍でもできる事業展開(ふれあい館で行っていた教室運営等をタブレットを活用した介護予防教室等)を進める。またシステムを導入することで多岐にわたる相談に対し、情報の共有や拠点ごとのオンライン会議ができるようすすめ、連携の強化と業務の簡素化を行う。
- (3) CSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。
- (4) 介護予防事業の推進、各種ボランティアの養成から組織化し、その中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。
- (5) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障害者の体験だけでなく、サービスラーニング(社会活動を通して市民性を育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題(新型コロナウィルスによる差別問題、ハンセン病による人権問題など)をテーマとした課題解決に向けた実践プログラムを学校等へ提案する。

4 主な実施事業(継続事業)

(委託事業)

- ①地域支えあい推進事業
- ②生活・介護支援サポーター養成事業
- ③介護者等育成事業(家族介護教室)
- ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部紹介事業含む)
- ⑤地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑥認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑦認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑧総合相談事業(法律・心配ごと相談)
- ⑨高齢者介護予防把握事業
- ⑩地域包括支援センター・サブセンター
- ⑪生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

(自主及び共募配分事業)

- ①安心生活(ぽつかぽか・ふら～っとホーム)サポート事業
- ②災害ボランティアセンター設置事業
- ③地域の絆づくり推進事業
- ④共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)等

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
こども支援センター	こども支援センター

1 課(班)の業務方針

子育てと仕事の両立で保育が必要な家庭や、子育ての不安や保護者の病気、子どもの障がい等の悩みを抱える家庭からの様々な相談に寄り添った対応ができるように職員の質の向上を図り、感染予防対策として遊具等の消毒を徹底し、コロナ禍でも密にならないイベントの開催や、子育て支援に取り組み下記のとおり目標を掲げ子どもの健やかな成長と地域の子育て向上力を目指す。

- (1) 安全で安心できる保育環境をと整え、安心して集える場、仲間づくりができる場を提供し、子育てニーズの把握に努める。
- (2) 家庭との連携をとりながら、個々の発達に応じた支援に努める。
- (3) 関係機関や他部署との連携を強化し、虐待の早期発見、複雑な課題へ対応できる支援体制を築く。
- (4) 地域の方や高齢者との交流、協力により、子どもの自主性や自己肯定感を育てる。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) LINEを活用して、イベント、子育てに役立つ情報をタイムリーに発信できる取り組みを推進する。
- (2) 南ヶ丘福祉支援センターでの、親子が集える場の提供(健康育児相談日に開設)の実施
- (3) おもちゃ図書館に保有しているおもちゃや絵本貸出の実施。

3 改善や強化を行う事務事業

(1) 地域子育て支援センター事業

初めて子育てする母親向けの“親子の絆づくりのプログラム”的推進を図ることで産後うつの改善や、父親の積極的な育児への参加を促すイベント等を実施する。
子育て相談窓口として適確な情報の提供ができるように努める。

(2) 児童センター事業

コロナ禍でも対応できるドライブインシアターや、生きる力を育むことを目的に野外活動などの家族参加型の事業を実施し、自発的に活動できるリーダーを育成する。

(3) ファミリーサポートセンター事業

会員確保の強化のため、養成講座や、フォローアップ研修では、オンライン化も含め工夫しながら実施し、安心して活動ができるように取り組む
多様なケースに対応できるためのアドバイザーのスキルアップに努める。

(4) 病児・病後児保育事業

徹底した感染予防に努め、安心・安全な保育看護に努める。

(5) 放課後児童健全育成事業

運営指針に基づく支援計画強化及び子どもの様子を支援員間で共有し、配慮の必要な子どもや保護者とのより良いコミュニケーションを図るように努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 地域子育て支援センター事業、
- (2) 児童センター事業、
- (3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、 子育て短期支援事業)
- (4) 病児・病後児保育事業、
- (5) 放課後児童健全育成事業(長期休暇児童預かり事業)
- (6) ふらっとホーム太陽事業

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針

本会デイサービスセンターでは、楽しみながら生き生きと、一人ひとりの心に寄りそうデイセンターという理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、デイでの支援のみならずケアマネジャーを通じて他事業所との連携を重視し支援していく。又、地域の福祉サービスの模範となり、地域福祉の向上に資する。

(1)コロナ感染症対策を徹底し、安全・安心のサービス提供に努める。

(2)医療ニーズが高い方の利用もあり、医療との連携の強化が必要である。日々の支援の中で医療機関、家族との連携をする上で専門職の役割が必要不可欠である。今年度も引き続き専門分野の取り組みを強化し、管理栄養士(栄養向上)、作業療法士(運動・生活機能向上)、歯科衛生士(口腔機能向上)、それぞれの立場でのアセスメントから個別訓練の内容を深める。

(3)個別対応を行う中で一人一人の状態把握に努め、科学的根拠に基づいた介護ができるよう研鑽を充実しアセスメント力の向上を図る。

2 新たに取り組む事務事業

(1)業務のIT化

通所介護計画等の作成はソフト活用を実施する。また、他部署との連携もIT化できるように職員の研修を進める。

(2)利用者の評価及び加算取得への対応

介護保険制度の目的は自立支援であり、利用者への評価実施に向け体制を整え、さらなる支援内容の充実と加算算定を目指す。

- ① 栄養スクリーニング加算(継続中)。
- ② 口腔機能向上加算(継続中)。
- ③ ADL(日常生活動作)維持加算(継続中)。
- ④ 第一号通所事業所評価加算(検討中)。

3 改善や強化を行う事務事業

(1)令和2年度はコロナ感染症の影響もあり利用者数の大幅な減少となった。よって、令和3年度は事業所規模が大規模 I (前年度の月平均利用延べ人数が751人～900人以内)から通常規模(同750人以内)となる予定であり、基本報酬額が0.4%程度高くなる見込みである。

(2)引き続き感染予防を徹底しながら、稼働率の向上を図り安定した事業継続を目指す。

4 主な実施事業(継続事業)

(1)総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービス、みどり館にて実施中)

- ・通所型サービスA
- ・通所型サービスC
- ・訪問型サービスC

(2)通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービス、ふれあい館にて実施中)

- ・通所介護事業(要介護認定者)
- ・第1号通所事業(要支援認定者)
- ・生活介護(障がいがある方の基準該当サービス)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	ケアプランセンター班

1 課(班)の業務方針

ケアプランセンターは、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所として、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、包括支援センター、民生児童委員連絡協議会等との連携を深め、他居宅介護支援事業所の模範となるよう地域課題の解決に取り組む。

- (1) コロナ感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める
- (2) 地域の方々の生活の質の向上及び、ご利用者の自立支援に向けたプラン作成の為、各研修等への積極的な参加を行ながら知識と技術の向上に努めていく。
- (3) 包括支援センターからの困難ケースへの対応、地域の方からの直接の計画依頼や相談など、よろず相談窓口として積極的に困りごとへの対応を行う。
- (4) 当市に住民票がなくとも一時的に合志市で生活をされる方などに対し、その市町村と連携を図り安定した生活が送れるように努める。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 各課で課題をもつ事例検討の場である連携会議を主催し、事例検討以外の情報共有も含め更に充実した内容となるよう視点を広げ連携の強化を図る。
- (2) 課題整理総括表・評価表の活用に向けた取り組み、及び、ターミナルケアマネジメント加算(終末期の必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)、緊急時等居宅カンファレンス加算(利用者の状態などが急変した緊急時に、カンファレンス(会議)を開きサービスを調整するための加算)など算定の為の研鑽を深める。
- (3) 市内全域をスムーズに支援できる体制整備への検討。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定居宅介護支援事業
- (2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
- (3) 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業
- (4) 介護保険代行申請事業
- (5) 福祉用具貸出事業
- (6) 介護保険認定調査受託

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	訪問看護ステーション班

1 課(班)の業務方針

本会では、病気や障がいを抱えても、住み慣れた自宅などで生活を営むために、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携、提供が重要であるとの考えに立ち、県内でも唯一社会福祉協議会母体として訪問看護事業を実施している。地域包括ケアシステムの要でもある当該事業の安定継続を図り、地域福祉を進める社会福祉協議会の特性を生かした事業運営に努める。

- (1) コロナ感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める。
- (2) 病気や障がいがあっても住み慣れた地域で最期まで過ごすことができるよう、心に寄り添った看護サービスを提供する。
- (3) 利用者的心身の状態をふまえ、生活の質の確保が図れ、心身機能の維持回復や生活機能の維持または向上を目指す。
- (4) 専門職として自己研鑽をつみ、看護の質やスキルの向上を図り、やりがいや達成感を持てる働きやすい職場を目指す。
- (5) 本会の他事業や他職種をはじめ、外部の関係機関との連携や情報共有を行い支援につなげていく。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 職員(正看護師)の確保を図り、安定した事業継続に努める。
- (2) 訪問看護制度のみならず各種制度の理解と知識を深め看護の質の向上を図る。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定居宅サービス事業(介護保険)
- (2) 指定介護予防サービス事業(介護予防)
- (3) 指定訪問看護事業(医療保険)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

1 課(班)の業務方針

核家族化や老老介護による家族介護力低下が著しい現状において、訪問介護事業の役割はますます重要になっている。利用者が自分の力だけで生活することが困難になったとしても、できるだけ住み慣れた自宅等で安心・安定した生活を継続できるよう支援していく。

- (1) コロナ感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める。
- (2) 知識や技術を備えた訪問介護員の人材育成を行い、より質の高いサービスを提供する。
- (3) 本会の他事業や他職種をはじめ、外部の関係機関との連携や情報共有を行い支援の充実を図る。
- (4) 介護保険サービス及び、障がいサービスの統合により、様々なケースに柔軟に対応できるサービス提供責任者、訪問介護員を育成し、一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 現在、介護保険サービスと障がいサービスを統合し業務を行っているものの、それぞれの制度に合わせた職員体制が必要であり、人的資源の活用が十分とはいえない。限られた福祉人材をより有効に活用し、利用者への支援の充実に資するよう検討を行う。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 現在、登録ヘルパーの高齢化が著しい。若い人材の獲得の為にも介護職員初任者研修会実施の検討や募集広報の充実を図る。
- (2) コロナ感染症の影響もあり、サービス利用者減が著しい。居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市委託事業:訪問型サービスA事業
- (2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- (3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業
- (4) 合志市委託事業:移動支援事業
- (5) 居宅介護等事業:重度訪問、同行援護

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
このみ坂保育園	

1 課(班)の業務方針

保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢保育ならではの、やさしい福祉の心を育む保育内容の充実を目指していく。

また、支援が必要な子どもに対して、保護者や市、専門機関と連携するとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター「れんがの家」との交流やつながりの強化に努める。

一方、地域の子育て支援としては、親子に寄り添い、気兼ねなく集える場所であるよう努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容などさらなる充実を図る。

＜主となる目標＞

- (1) 感染防止対策を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える。
- (2) 保護者が安心して預けることができるような信頼できる保育を目指す。
- (3) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を開催する。
- (4) 農園活動や地域行事参加など、地域ボランティアとの交流を通して、人と関わる基本的な力を養う。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 新型コロナウイルス感染防止に伴う新たな行事の立案

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策
- (2) 危機管理体制の強化(不審者対策、防災設備の確保)
- (3) 異年齢保育の取り組み
- (4) ホームページを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の発信
- (5) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実（キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など）
- (6) 新任保育士への指導体制の確保と支援体制の充実
- (7) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 通常保育事業
- (2) 異年齢保育事業
- (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業
- (4) 体験活動事業
- (5) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和3年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
障がい者支援センター	スペーシアれんが班

1 課(班)の業務方針

障がい者支援センター「れんがの家」は、障がいのある人やそのご家族が安心して相談し、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らし、さまざまな経験や交流を通じ、可能性を広げ、自己決定しながら生活し育ちあうことができるところであり、そのサポートを行う場所である。6つの主管事業が各専門性を生かし連携しながら、こどもから大人まで様々な生活課題や困りごとを抱える方に寄り添い、その人のもつ力を促す。

〔放課後等デイサービス事業〕

- (1) 児童福祉法や放課後等デイガイドラインに基づき、遊びや文化活動、スポーツや地域社会との交流の機会等を提供し、「生活の主人公」として主体的に生きていくための発達支援を行うことにより、子どもの権利保障と健全育成を図っていく。
- (2) 保護者のねがいに寄り添った子育てに関する相談支援や、保護者の時間を保障するためのレスパイトケア等を通して、子どもに対する相互理解や職員との信頼関係を構築し、「家族の育ち」を支援する。
- (3) 社会的包摂の推進に向けて、放課後児童クラブや児童館などの同世代の子ども、また高齢者や地域住民との交流、学校や相談支援事業所等との他機関連携を通じて、支援の輪を広げていくための「地域のなかで育む療育」を実践する。
- (4) 支援の質を高めるための専門性の向上に取り組み、支援に関する議論や変わりゆく子どもの成長の共有などを通して、福祉実践を土台にした育ちあう職員集団づくりを遂行する。

〔日中一時支援事業〕

- (1) 他の福祉サービスで対応が困難な障がい児を対象に、日中における活動の場の確保やその家族の就業支援、介護負担の軽減などに対応する。

2 新たに取り組む事務事業

〔放課後等デイサービス〕

- (1) 第三者評価の実施と広報の整備(ホームページ、パンフレット、活動状況の報告等)

3 改善や強化を行う事務事業

〔放課後等デイサービス〕

- (1) 個別支援と資質の向上:子どもの意欲や主体性を尊重した支援を展開するために、①アセスメント方法の検討、②保護者面談や関係機関への訪問の実施、③外部機関の研修受講などを通して、子ども理解の視点を深めていく。
- (2) 職員集団と職場環境づくり:放課後等デイガイドライン等に準じた業務マニュアルの策定、職場内ミーティングの再検討などにより、職員が支援の醍醐味や達成感を感じていけるような組織づくりに取り組む。
- (3) 事業運営:より専門的支援の必要な重心児や医療的ケア児、ケアニーズの高い児童を積極的に受け入れ、安定した収益確保を図っていく。また、感染症や災害への対応について、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組を行い、継続してサービス提供できるような体制づくりに努めていく。
- (4) 社協内連携:途切れない発達支援(障がい通所支援班)、地域の子どもたちとの交流(子どもセンター班)、中高生の発達障がい児の支援(地域福祉班)について、他課(班)との検討を進めていく。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児、重心児外)、(2) 日中一時支援事業

5 廃止、縮小する事務事業

- 日中一時支援事業(令和2年度末を持って、18歳以上の利用者との利用契約を終了)

令和3年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
障がい者支援センター	障がい通所支援班

1 課(班)の業務方針	
〔児童発達支援〕	
(1) 児童福祉法に基づき未就学の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供する。	
(2) サービス提供にあたっては、その気づきの段階から適切に、身体的、精神的機能の適正な発達支援を促し日常生活及び社会生活を円滑におくることができるよう進めていく。具体的には、子どもとその保護者のニーズに応じて、「発達支援」「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。	
(3) 一人ひとりの障害種別、障害の特性および発達の状況を把握し、配慮すべき事項を考慮し受け入れていく。特に障害種別における特性や活動レベルの違いについては職員の専門性を生かしつつ受入れプログラムの整理等を行い、家族や本人が安心して利用し、育ちあうことのできる支援を行う。	
〔地域活動支援センター〕	
(1) 障がいがある方が気軽に利用できる日中活動の場を提供する。地域社会とのつながりを持ちたい、誰かと一緒に過ごしたいと希望する人に対して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域との交流、本人の意欲の向上に努める。	
2 新たに取り組む事務事業	
〔児童発達支援〕	
(1) 午後に、年中・年長児を対象とした就学に向けての個別療育プログラム	
(2) 年齢別にクラス分けを行い、より発達段階に沿ったプログラムの推進	
〔地域活動支援センター〕	
(1) 現在の登録者の状況把握と今後の利用状況を確認し、新たな利用者の受け入れ体制を整える。	
(2) 生活介護の利用者や地域住民との地域交流や奉仕的活動等を行う。	
3 改善や強化を行う事務事業	
〔児童発達支援事業〕	
(1) 療育に対するより専門性を高める。また、保育園などへの訪問や連携、家族に対する相談支援などの強化を進める。	
(2) より充実した療育プログラムの提供を行うために一日の流れを見直しする。具体的には、年齢別のクラス編成を行い、午睡の時間を廃止。午後の枠を設定し就学前の児童対象に、個別の療育を行う。	
(3) 保護者会(親子プログラムを含む)を充実させ、保護者の支援も強化していく。	
〔地域活動支援センター〕	
(4) 職員研修を行い、相談援助の強化を図る。	
(5) 地域社会との連携や社会資源の活用を図る。	
(6) 利用者の心地よい居場所つくりに努めるとともに、社会参加への意識や勤労意欲が高まるよう相談支援専門員との連携を図っていく。	
4 主な実施事業(継続事業)	
(1)児童発達支援事業、(2)地域活動支援センター事業	
5 廃止、縮小する事務事業	
なし	

令和3年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
障がい者支援センター	障がい相談支援班

1 課(班)の業務方針	
〔相談支援〕	
<p>(1) 障がいのある方やその家族が、住みなれた地域社会の中で社会の構成員として、自立し生活を営むことができるよう、働くことを含めた就労、日中活動の拡充、発達支援や療育等についての相談に応じる。</p> <p>(2) 病院や施設からの地域移行・地域定着の促進に努める。</p> <p>(3) 社協の持つ他の相談機関(安心サポート・介護保険・高齢者福祉・地域・子ども等)や社会資源につなぐ役割など、専門性を發揮し安心して相談できる相談支援機関としてサービスの向上に努める。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、ソーシャルワークの専門職としてケアマネジメントの手法を活用しながら自立を支援する。また、自己研鑽や研修、スーパービジョン体制を整え、各関係機関との連携を図りながら本人のストレングスに注目し、エンパワメントを引き出す本人中心の相談援助を行う。</p>	
〔生活介護〕	
<p>(1) 一人ひとりの利用者の個性や生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者の生活を取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中で個別支援を実施する。社会経済活動への参加の機会や働く意欲の向上、地域貢献活動を提供し、質の高い生活が継続できるように支援する。</p> <p>(2) 日中活動の充実と介護を要する方については、日常生活上の支援と安心して利用できるレスパイトケアを提供する。</p> <p>(3) ノーマライゼーションの視点から利用者一人ひとりが喜びや役割を持ち、自信を持ちながら住みなれた地域社会で生活を継続できるよう支援する。</p>	
2 新たに取り組む事務事業	
〔相談支援〕	
<p>(1) 令和3年4月から地域生活支援拠点等の整備の相談機能を受けるにあたり、市が進めている面的整備の状況確認しながら、安心サポートとの連携を図り、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートやその他必要な支援を行う。</p>	
〔生活介護〕	
<p>(1) 地域貢献活動として取り組んできた共同募金(赤い羽根缶バッヂ)については、広く合志市内の子どもや地域住民の方にも参加してもらい共同募金の理解や啓発活動を含め取り組みを広げる。</p> <p>(2) コロナ感染予防対策を考えながら、一日のプログラムを整理し、それぞれの課題に向き合い個別支援やコロナ禍を考えたグループ活動を実施し、コミュニケーション力の向上や自己理解他者理解を含めた支援体制を整える。</p>	
3 改善や強化を行う事務事業	
〔相談支援〕	
<p>(1) 相談支援専門員のソーシャルワークスキル向上のためにも、他部署を含めた専門性の高い相談支援従事者初任者研修並びに現任研修を取得の強化に努めていく。</p>	
4 主な実施事業(継続事業)	
〔相談支援〕 (1) 地域相談(指定地域移行支援・指定地域定着支援)、(2) 指定障がい者相談支援、 (3) 指定障がい児相談支援、	
〔生活介護〕 (1) 指定生活介護事業	
5 廃止、縮小する事務事業	
なし	

令和3年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
生活相談支援センター	生活支援班

1 課(班)の業務方針

生活困窮や多様で複合的な生活の悩みを抱える方の総合相談窓口として、地域社会において尊厳をもつて安心して生活できるよう関係機関と連携し、相談者ひとりひとりの状況に合わせた包括的支援を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮されている方の相談について引き続き寄り添った支援に努める。

- (1) 経済的困窮のみならず複合的な課題(心身・家庭・就労など)に対しての相談対応及び支援
- (2) 相談者に合わせた就労支援強化
- (3) アウトリーチによる対応、自立支援計画(支援プラン)の作成、法に基づく事業(任意事業)やインフォーマルサービス等を活用
- (4) 第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、生活保護へ至る前の自立を支援、確実に生活保護が必要と判断される方については福祉事務所へつなぐ
- (5) 生計困難者レスキュー事業の利用に該当しない方の緊急時食糧支援
- (6) 判断能力が低下している方が、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業活用した支援
- (7) 適切な後見人が得られない方に対しての法人後見支援体制
- (8) 専門職の指導による適正な後見業務体制
- (9) ひきこもり状態にある方やその家族の相談対応(アウトリーチ支援強化)

2 新たに取り組む事務事業

- (1) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 相談窓口周知活動の強化
- (2) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化
- (3) 法人後見実務に関する研修
- (4) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 法人後見事業
- (3) 地域福祉権利擁護事業
- (4) 合志市相談支援事業(障がい相談)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

